

(目的)

第1条 この規程は、東洋大学（以下「本学」という。）における産官学連携及び知的財産の重要性に鑑み、学校法人東洋大学に産官学連携推進センター（以下「推進センター」という。）を設置し、本学の研究及び教育分野の特色を生かし、その資源を結集し、様々な課題を産官学連携により解決することによって、学術研究の更なる発展と社会貢献に寄与することを目的とする。

(業務)

第2条 推進センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 産官学連携に関する基本方針の策定
- (2) 本学が政策的に重要として推進する研究課題の選定及び研究活動
- (3) 発明等知的財産の発掘、利用及び管理
- (4) 学外人材の受入れと活用並びに教員及び学生の産官学連携を含む社会貢献活動への学外派遣支援
- (5) 教育及び人材育成支援
- (6) 推進センターが行う事業評価
- (7) その他、推進センターが目的を達成するために必要な事項

(センター長)

第3条 推進センターにセンター長を置き、その業務を統括する。

- 2 推進センター長は、常務理事のうちから理事長が指名する。
- 3 推進センター長の任期は、常務理事の任期とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第4条 推進センターに、若干名の副センター長を置く。

- 2 副センター長は、センター長が指名する。
- 3 副センター長はセンター長を補佐し、センター業務を分掌する。
- 4 センター長に事故あるとき、又はセンター長が欠けた場合は、センター長があらかじめ指名した順序により副センター長がその職務を代理し、又は代行する。
- 5 副センター長の任期は、センター長の任期の範囲内でセンター長が定め、再任を妨げない。

(センター員)

第5条 産官学連携を行うために、センター員を置く。

- 2 センター員は、センター長が指名する。
- 3 センター員の任期は、センター長の任期の範囲内でセンター長が定め、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 産官学連携を推進するに当たり、産官学連携に関して知見及び経験のある者を顧問として置くことができる。

- 2 顧問は、センター長が指名する。
- 3 顧問の任期は、センター長の任期の範囲内でセンター長が定め、再任を妨げない。

(東洋大学アカデミック・アドバイザー)

第7条 推進センターの活動を行うに当たり、産官学連携に知見及び経験のある者を、東洋大学アカデミック・アドバイザーとして置くことができる。

- 2 東洋大学アカデミック・アドバイザーは、理事及び第3条から第5条までの構成員のうちいずれかの者が推薦し、推進本部が承認し、センター長が指名する。
- 3 東洋大学アカデミック・アドバイザーは、第2条に定める業務について、助言及び協力を行う。
- 4 センター長は、東洋大学アカデミック・アドバイザーから助言を受けることを目的として、産官学連携フォーラムを開催する。
- 5 東洋大学アカデミック・アドバイザーの任期は、センター長の任期の範囲内でセンター長が定め、再任を妨げない。

6 東洋大学アカデミック・アドバイザー制度の運用については、センター長が別に定める。
(推進本部)

第8条 推進センターの重要事項を審議するために、センター長及び副センター長で構成する推進本部を置く。

2 推進本部は、次の事項を審議する。

- (1) 全体計画の策定と推進の統括
- (2) 本学の政策的重要課題として推進する研究内容や産官学連携の特定
- (3) 産官学連携に関する協定締結
- (4) 組織体制の整備、関連規程の制定及び改廃並びに高度専門人材の登用
- (5) 研究及び産官学連携に関する広報
- (6) 産官学連携の評価
- (7) その他産官学連携推進に必要な事項
(発明等)

第9条 知的財産に係る教職員等の発明等の取扱いについては、別に定める。
(細則等)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な細則等は別に定める。
(事務)

第11条 推進センターの事務は、研究推進部産官学連携推進課が行う。
(改正)

第12条 この規程の改正は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、東洋大学知的財産・産学連携推進センター規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月11日から施行する。